

7 / 28 校長室より 64

今朝は、あいにくの雨となりましたが、多くの方々にご協力いただき、通学路での立哨及び校内放送による講話をお聞きする機会を得ました。



「**自転車は車の扱い**」であり、^{くるま}乗っている人の責任が大きくなることを、あらためて確認できました。山形県では既に、**自転車保険も加入義務化**されていますが、事故によっては、**1億円近い賠償責任**が問われる

ケースも実際にあり、十分な注意が必要です。

本校の実態をふまえ、今週末からの夏休みを前に、特に以下の点について注意していきたいものです。

- 1 道路を横断する際は、必ず、横断歩道を渡る。
- 2 一時停止の標識ならびに踏切の前では、^{いったん}**一旦止まって安全確認**してから渡る。
- 3 自転車が走行してよい歩道は、**車道側を**一列で走行する。

[ご協力いただいた皆様]

飯豊町交通安全協会連絡協議会、飯豊町交通安全母の会、
長井地区安全運転管理者連絡協議会、長井警察署、飯豊町